

ハイブリッド車等の静音性に関する対策のガイドライン

ハイブリッド車や電気自動車等は、低炭素化社会を進める上で普及促進を図ることとされており、近年急増傾向にあり、今後さらなる増加が見込まれている。

一方、これらの自動車は構造的に音がしなくて危険と感じるとの意見が、ユーザーや視覚障害者団体から寄せられたり、一部の専門家からも指摘されている。

このため、「ハイブリッド車等の静音性に関する対策検討委員会」から報告された静音性に関する有効な対策の普及を図るため、内燃機関が停止状態、かつ、電動機のみによる走行が可能な電気式ハイブリッド自動車、電気自動車及び燃料電池自動車に備えるべき「車両接近通報装置」の要件を下記Ⅰ.のとおり示す。

記

Ⅰ. 車両接近通報装置の要件

1. 定義

「車両接近通報装置」とは、歩行者等に車両の接近等を知らせるため、次の 2.及び 3.に示す一定の要件を満たす車両に備えるための発音装置をいう。

2. 作動条件

(1) 発音の方法

車両接近通報装置は、少なくとも車両の発進から車速が 20km/h に至るまでの速度域及び後退時において、自動で発音するものとする。ただし、内燃機関を有する車両にあっては内燃機関が作動しているときには発音を要しない。

なお、後退時に警報を発する装置を備えている車両にあっては、後退時に車両接近通報装置による発音を要しない。

(2) 一時停止スイッチ

車両接近通報装置には、当該装置を一時的に停止させる操作装置（以下「一時停止スイッチ」という。）を設けることができる。

ただし、一時停止スイッチを設けた場合には、車両接近通報装置が停止していることを運転者席の運転者に表示する装置を備えること。

また、一時停止スイッチにより、車両接近通報装置が停止された場合でも、停止された状態のままにならないような設定とすること。

なお、一時停止スイッチは、運転者が定位置において容易に識別及び操作ができるようにするものとする。

3. 発音の種類及び音量

(1) 発音される音は、車両の走行状態を想起させる連続音であるものとする。この場合において、以下の音又はこれに類似した音は不適當なものとする。

- ① サイレン、チャイム、ベル及びメロディ音
- ② 警音器の音
- ③ 鳴き声等動物や昆虫が発する音
- ④ 波、風及び川の流れ等の自然現象の音
- ⑤ その他常識的に車両から発せられることが想定できない音

(2) 発音される音は、車両の速度に応じて、音量又は音程が自動的に変化するなど、車両の動作を認知しやすいようにするものとする。

(3) 音量は、乗用自動車、貨物自動車等それぞれの用途において内燃機関のみを原動機とする車両が時速 20km で走行する際に発する走行音の大きさを超えない程度のものとする。

II. 使用過程車等への普及方策

使用過程車への対策の早期普及の観点から、車両接近通報装置としての要件全ては満たさないが、少なくとも I .3.(1)及び(3)の要件を満たす発音装置（操作装置により発音するものにあつては、1回の操作により I .3.(1)の音が5秒以上継続して発音するものであり、かつ、その操作装置は運転者が定位置において容易に識別及び操作ができるようにするものに限る。）であれば、車両の接近を知らせる簡易的な装置として備えることができるものとし、具体的な音量等については、より詳細な検討を行った後に別途示すものとする。

III. ガイドラインの取り扱い

このガイドラインについては、技術開発の状況等を踏まえ適宜見直すものとする。